

広島市告示第14号  
令和5年1月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 DCM・ひまわり可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区亀山二丁目925番8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和重工株式会社

代表取締役 田中 宏典

広島市安佐北区可部一丁目21番23号

株式会社ププレひまわり

代表取締役 梶原 聡一

広島県福山市西新涯町二丁目10番11号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
DCM株式会社	午前8時	午後8時
株式会社ププレひまわり	午前9時	午後10時
株式会社エブライ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
DCM株式会社	午前8時	午後8時
株式会社ププレひまわり	午前9時	午後12時
株式会社エブライ	午前9時	午後9時

イ 来客が駐車場を利用することのできる時間帯

(変更前)

駐車場No	時間帯
1	午前7時45分から午後8時30分まで
2	午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場No	時間帯
1	午前7時45分から午後8時30分まで
2	午前8時30分から午前零時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No	時間帯
1	午前8時から午後8時まで
2	午前9時から午後9時まで
3	午前7時から午後9時まで
4	午前7時から午後9時まで

(変更後)

荷さばき施設No	時間帯
1	午前8時から午後8時まで
2	午前零時から午後12時まで
3	午前7時から午後9時まで
4	午前7時から午後9時まで

4 変更年月日

令和5年2月21日

5 届出年月日

令和5年1月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和5年1月17日から令和5年5月17日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年5月17日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課